

市民活動の中間支援から見る 労働者協同組合法への期待

10月20日(水) 午後19:30
～20:45

しが協同労働ネット 公開学習会

WEB企画 (ZOOM)

講師 **遠藤恵子**さん



特定非営利活動法人まちづくりスポット大津理事

認定特定非営利活動法人しがNPOセンター理事

認定特定非営利活動法人まちづくりネット東近江理事

公益財団法人淡海文化振興財団理事

申し込みフォーム
は
こちらから



コメンテーター **高橋弘幸**さん

ワーカーズコープ

九州事業本部・沖縄開発室 事務局長



福岡県で中間支援団体と「NPO・ボランティアセンター」運営



参加申し込みは、**申込フォーム** ↓

<https://forms.gle/tHZB5SbPUuqRaU1e9>

ないしは、**メール**でお願いします。

10月18日(月)に、ズーム会議の招待メールをお届けします。参加費は無料です。

「今後の日本の市民社会にとって、二つの法律が、極めて重大な意義を有する」

「時の法令」(2021年5月30日発行/政府刊行物/NO. 2122)に、労働者協同組合法が成立した背景、基本的な特徴が記されています。「市民社会の成熟」と「官・民・公」の三極構造の転換が言われ、「公」が果たす役割が大きくなり、NPO法とともに、労働者協同組合法への期待が寄せられています。

NPO法が施行されたのは1998年。この23年間で、数多くのNPOが生まれ、全国各地で中間支援組織の役割が高まりました。

労働者協同組合法は、2022年10月1日に施行されます。

厚生労働省 HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html



遠藤恵子さんは、「まちづくりネット東近江」<http://e-ohminet.com/>を築いてこられて、今年、事務局長を勇退されました。「元は、生協活動を通じた協同組合がスタートです」と言われます。長年、市民活動の中間支援組織でご活躍され、労働者協同組合法の基本原則（出資・意見反映・従事）に照らして、市民活動の到達点とともに、労働者協同組合法に期待することを、語って頂きます。

(連絡先) ワーカーズコープ京滋事業本部

滋賀県大津市一里山1-6-23 いづみビル3F

(TEL) 077-599-4702 (メール) keijib@roukyou.gr.jp



しが協同労働ネットは、法律の周知活動、「協同労働」の推進、ネットワークづくりを行っています。